

平成28年第4回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成28年12月16日（金曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局長係	大塚享		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	三浦洋介
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	奥田源良
美東総合支所長	倉重郁二	総務部次長	大野義昭
総務部次長	細田清治	総務部財政課長	竹内正夫
市民福祉部長	鮎川弘子	市民福祉部健康増進課長	内藤賢治
市民福祉部高齢福祉課長	河村充展	秋芳総合支所長	佐々木彰宣
教育長	岡崎堅次	病院事業管理者	高橋睦夫
上下水道事業管理者	波佐間敏	上下水道局長	松野哲治
建設経済部次長	白井栄次	建設経済部建設課長	中村壽志
農業委員会事務局長	末藤勝巳	教育委員会事務局	金子彰
病院事業局管理部長	安村芳武	教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長	古屋敦子

上下水道局
管理業務課長
選挙管理委員会
事務局 長

三戸昌子
井上孝志

総合観光部
観光総務課長

安永一男

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第109号 美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第110号 美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第112号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第113号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第114号 美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第115号 美祢市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第116号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第117号 美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第118号 美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第119号 美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第120号 美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第121号 美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第122号 美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第123号 美祢市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第16 議案第124号 美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

正について

- 日程第 17 議案第 125 号 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 126 号 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 127 号 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 128 号 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 129 号 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 130 号 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 131 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 132 号 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 133 号 美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 134 号 美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 135 号 美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 136 号 美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 137 号 美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 138 号 美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 139 号 美祢市都市公園条例の一部改正について

- 日程第 3 2 議案第 1 0 2 号 平成 2 8 年度美祢市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 3 議案第 1 0 3 号 平成 2 8 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 日程第 3 4 議案第 1 0 4 号 平成 2 8 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 日程第 3 5 議案第 1 0 5 号 平成 2 8 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 3 7 議案第 1 0 7 号 平成 2 8 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 8 議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第
2 号）
- 日程第 3 9 議案第 1 4 0 号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センター
の定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 1 4 1 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 1 政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告について
- 日程第 4 2 議員提出意見書案第 1 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求め
る意見書の提出について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、戎屋昭彦議員、猶野智和議員を指名いたします。

この際、西岡市長から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、去る12月2日本会議、竹岡議員からの一般質問における私の発言について、一部訂正をさせていただきます。

6月9日における高齢者保健福祉推進会議において、諸般の事情を総合的に勘案した結果、今期における介護保険サービス基盤整備につきましては延期させていただくと述べております。その諸般の事情は、四つの社会福祉法人を現地にて確認、施設の状況を聞き取りした結果を総合的に判断したものでございます。

また、第6期介護保険事業計画に当たり、市外の業者から提出された要請書については、12月1日に確認したところであり、延期決定には直接的な要因ではなく、発言の意図がうまく伝わらず、誤解を招く表現がありましたので訂正させていただきます。また、関係法人に御迷惑をおかけした部分につきましては、おわびを申し上げたいというふうに思っております。

また、第7期計画に向けて市民アンケートの実施を計画しております。その結果、施設が必要であれば、再度施設建設に向けての議論を深めていく所存でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 議長のお許しをいただきましたので、本会議前に。今、市長が発言されましたが、6月9日ですか、諸般の事情というのは4施設を回ったから延期をしたんだと。12月2日の私の一般質問に対しては、全く違うんだと、こういうことなんです。

私は、さきの6期計画の一般質問をやったとき、平成26年6月と9月に提出された整備計画をいろいろ調べたら、不信感が募る整備計画の内容について疑問が残る点がある。さらに竹岡議員の自宅があるとの理由で延期したと、こう答弁されたんです。また、言葉変えるわけですか、ころころ、ころころ変えられるのはわかっていますが、余りにも発言が軽薄すぎるんじゃないですか、市長。

そこで私は、所管の委員会で、実は課長に計画書、本来は計画書じゃないんですね。市長の勘違いだろうと思うんです、おわかりだろうか。いわゆる美祿市において整備計画の要請——市長、どこを見ちよってんですか、要請書なんです。それを計画書と勘違いされたと思うんです。あたかも公募があつて、そしてこういう企業が名乗り出たと言わんばかりの答弁なんですよ。そこは大きな違いがあると思います。

担当課長は、私が所管の委員会で、市長にこの書類はいつ渡されたんですかとお聞きしたんです。そしたら12月1日という答弁でした。本当すばらしいですよ、市長。私が一般質問したのは、12月2日です。たった1日です。その1日の間にいろいろ調査されて、市長は介護計画の基盤整備、いわゆる特別養護老人ホーム、118人の待機者がおられるにもかかわらず、6月に延期方針を出されたんです。12月1日に書類を手にとられて、いろいろ調べたと、こう答弁されています。

その結果、先ほど申し上げましたように、その整備計画のいわゆる、整備計画じゃなくって、わかりやすく言えば特別養護老人ホームを基盤整備をされる計画を読まれたらわかると思います。最後に書いてあります。「要請するに至りました。」と、こう書いてあります。ですから、市に対してその計画をつくってもらえませんか、こういう要請書なんです。

市長は、6月に上申出されたんですが、12月2日この書類を見てからいろいろ調査した結果、不信感があると、つのと、いわゆる疑問が残る点があると、さらには、竹岡議員の自宅がある。こういう話なんです。どう受けとめられるんですか。市民の皆さん聞いてもおかしいと思いますね。6月9日に方針を決めたのは今おっ

しゃったですね、4施設ですか、歩かれた。

私は一般質問のときも申し上げました。たくさんの施設があると。今、美祢市が変えようとしている施設の中にも要介護3はいらっしゃいますよね。今現在、減つとらん、ふえているんです待機者は。にもかかわらず、4施設を回ったということで、今またお茶を濁されたんですが、いわゆるこの矛盾はなんなのか、理解できますか。私はできません。

ですが、もっと簡単なことを申し上げます。もう退場を覚悟でいいですから、市長の選挙を通して支持者の施設関係者の強い意志とあえて言います。市長の政策スタッフの勘違いか思い込みによってやられたと私は思っています。これはもうずっと私は、「竹岡が経営するんか、竹岡が関わり合うんか、でなかったらほかのどこならええ」と、こういう話も聞いています。

先日、市長は、当該法人の信頼性を著しく損ない、企業イメージを大幅にダウンさせました。さらに大きな損害を与えかねない発言でしたが、本日、一応、謝罪とは言えませんね、訂正とおっしゃったんです。何を訂正されるんですか。さっぱりわかりません。

そして、福祉計画については、私は議案第115号、本日、美祢市敬老祝金支給条例の一部改正がありますので、そこでは討論したいと思います。これは後からの話ですが。しかし、私は市長の発言によって、この計画の位置がどこに竹岡というのが出ているのか、出ていません、調べましたが、いただきました開示請求して。ところが、「た」の字もないありません。にもかかわらず先ほど申し上げました。市長の政策スタッフの勘違いか思い違いでしょう、思い込みでしょう。

そうした形の中で、判断をされた。言われた私は調査もなし、臆測だけで言われたということになりますと、私の名誉も、人としての尊厳も傷つけられます。西岡市長の支持される議員の中では「やった、ようやった。」こうですよ。全くそんなことで市政を運営をされているんですか。

私は政治生命をかけても、私の名誉と尊厳は守りたいと思います。そんな渋い顔をしないでください。政治生命をかけるということは、市長そのものの政治生命と戦うということです。その覚悟をしていただきたいと思います。

さらに、本日この会議場において私に対する傷つけられた名誉、尊厳、謝罪を要求したいと思います。なお、118名の話半分でも、私60名と申しました。まだ

その半分としても、30と申し上げました。そういう人たちに迷惑をかけたんでしよう。従って118名の待機者の皆さんと、私に対しての誠意ある謝罪を求めたいと思います。議長、ひとつ善処のほどをよろしく願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長、何かございますか。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員からの御指摘につきましてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、6月9日の高齢者保健福祉推進会議において、整備計画につきましては延期をさせていただくということを申し上げました。これにつきましては、市内四つの特別養護老人ホームの現場を回り、そして施設の状況、また施設の管理者等とお話をさせていただく中で結論に至ったということでございます。

また、118名の待機者がおられるということでございますけれども、その方につきましても、第7期に向けて市民アンケートを実施を予定させていただいております。このアンケートによって、また真に必要な事業計画等が上がってくるかと思いますが、それに向けては、また再度議論を深めていきたいというふうに思っております。

また、先ほどから出ております地域密着サービス事業所の整備計画の要請というところで、竹岡議員の名前は出ていないじゃないかというところで、12月1日に調査した結果、どこに出ているんだというところでございますけれども、私がこの要請書を初めて見たとき、そしてこの内容を見させていただいたときに、事業所予定地、ここの住所が竹岡議員の御自宅がある住所になっているというところで発言をさせていただいたところでございます。その折に、何で住所を確認したのかというふうな御指摘をいただきましたけれども、地図等で確認させていただいたということを申し上げました。

その後、再度いろいろなところを確認させていただいて、また、公式な議会事務局のホームページの竹岡議員の御住所も、この当該事業所予定地になっておる——予定地と一致しておりますので、そういった旨を発言させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） さすが何日かレクチャーされた効果は出ましたね。恐らく市長はあくまでも図面を見た、ネットを見た、議員の住所録を見たそうおっしゃる

だろうという想定していました。それが、市長が言われたいろいろ調査したということなんでしょうね。

私、一般質問のときも申しあげましたね、市長の後援会事務所、大嶺町にありますよと申しあげた。そしたら市長は「いや違う」と「違うところにある」と、ですが、ちゃんとホームページには書かれているんです。これも、私が出したんなら間違えることは、まずないと思います。

今もおっしゃった言葉の裏は、やっぱり私の自宅ということがあらわれるからダメだということでしょう。不信が募る、こういうことでしょう。今、もう発言の中で言葉を交わしたらそういうことじゃないですか。何日もレクチャーされた割にはやっぱり裏がないと思います。

これを、まだほかの場所で私はさらにまだやっていきたいと思います。議長、市長は訂正はしないんです。謝りもしないんです。私は議長に対してそれを求めました。そしたら議長が市長に何かとおっしゃったんで、市長は若干なりとも私の自宅の番地や名前を出したことは、不穏当であったとおっしゃるかと思ったんです。休憩とってください。そして詰めてください。

それから再開をしていただくことを要望して終わります。

○議長（荒山光広君） この件は、12月6日の総務民生委員会の中で、竹岡議員より一連の発言について市長に謝罪を求めるところで、きょうの市長の発言になったというふうに考えております。今、市長の発言が竹岡議員が求める内容にどうもなっていないようでございます。

暫時休憩をとりたいと思いますが、市長さん、その間にまた発言の検討をしていただけますでしょうか。

それでは暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前11時21分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、西岡市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 冒頭でも申しあげましたが、一連の発言において、関係法人

に御迷惑をおかけした部分につきましては、おわびを申し上げたいと思います。

また、その業者からの要請書の中で、事業予定地について、本会議場で竹岡議員の氏名等を発言をいたしましたことが不穏当な発言であったことで、竹岡議員に御迷惑をおかけしたことににつきましては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、市長のいわゆる謝罪の発言につきましては、評価したいと思います。

私も、少しは名誉は回復できたなというふうに思います。ただ、私が終始一貫申し上げてきたのは、誰が何をするのではなくて、何をするのかというのが大事だということを一般質問でも申し上げたと思います。

市長におかれましては、誰がどのようなことを考えているかじゃなくて、いわゆる第6期の介護計画の中でのいろんな施策を、市長はやはり粛々とうやっつけていかれる。そして、せっかくチェンジをすると言うて出られた市長ですから、さらに料理で言えばトッピングを何個か加えていくというような政策を、ぜひ今後もしていただきたいということを期待申し上げまして、今回の発言については終結したいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 12月2日の一般質問の中で出てきた資料については、目からうろこでした。

今回の竹岡議員の名前が出てきた件につきましては、これは美祢市議会の政治倫理に関する条例第3条、「議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」

1号において、「市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」

3号において、「市が行う工事、製造その他請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約、又は許可、認可について、特定の個人、企業、団体を推薦、紹介する

などの、有利な取り計らいをしないこと。」というものがあります。

これに私は抵触するのではないかと思います。審査会を開いて、市長の思い込みが臆測か、今言われました市長の言われたことが思い込みであるか、臆測かどうかを審議すべきであり、要請書の原本の提出もしていただき、また、なぜ平成26年6月と9月の2回にわたり、この要請書が提出されたのかなど。また、竹岡議員は公人であり伊佐地区の社会福祉法人の会長であることも、また公人であると思います。その立場でこのようなことをされたことに対する審査というものは、私は必要ではないかと思っております。

平成27年度から介護保険料は1,420円アップして、5,840円となっております。この中には、今回の施設建設の計画の費用も含まれております。推進会議において、反対意見が多かったにもかかわらず施設建設計画にも盛り込まれており、介護保険料も大幅にアップしております。

以上のことより、私は議長の御判断というか、議会のあり方を考えていくべきだと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 今、ようやく市長さんの謝罪において、ことはおさまろうとしておったわけでありませけれども、果たして、今この場でそういうふうな議論をすべきかどうか、議会運営に対していかなものかなというふうな疑問が生じてきております。

このような発言、確かに自由闊達な発言をして結構でありますけれども、この本会議場で今のような発言いかなものかなというふうに感じております。

議長の取り計らい、そして議運の委員長に対しても、どのように取り扱われるのか。でないと、やはり市民の皆様が非常に不信に思うと思うんです。今の美祢市議会はこんな議会運営でいいのとなりやしませんか。議長の判断を仰ぎます。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午後 2時14分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、山中議員から発言の申し出ありましたので、これを許可いたします。山中議員。

○9番（山中佳子君） 執行部より指摘があり、私の発言で誤解を招く部分がありましたので、訂正いたします。

まず、一つ目の発言で、「竹岡議員は公人であり伊佐地区の社会福祉法人の会長であることもまた公人であると思います。」と発言しましたが、これについて事実は伊佐地区社会福祉協議会であり、任意の団体で、法人ではございません。竹岡議員には御迷惑をおかけしました。申しわけありませんでした。

二つ目の発言は、平成27年度から介護保険料は1,420円アップして5,840円となっております。この中には、「施設建設費用も施設建設の計画の費用も含まれております。」と発言しましたが、1,420円の根拠について、平成27年3月議会での私の一般質問に対して、当時の市民福祉部長から、次のような答弁がありました。

1,420円の内訳について御説明いたします。第5期において、その前期である第4期において積み立てました介護保険準備基金1億8,000万円を取り崩しておりますので、第5期の基準保険料月額4,420円は、本来ならば、さらに高い金額になるところを基金の取り崩しにより、低く抑えたという経緯がございます。従って、その差額による影響額が614円、それから、第6期における在宅サービスや施設サービス等の給付費等の増額分として615円、第5期におきましては、財源不足を補うために財政安定化基金の貸し付けを受けておりますので、その償還をこの6期の3年間でやらなきゃいけません、それが171円、また、基準保険料の増額に対応する必要があることから、今回、負担能力に応じた負担とするため、所得段階を7段階から13段階に多段階化の設定を行っておりますので、その影響額が20円となっております。とあります。

3点目の発言で、「推進会議において、反対意見が多かったにもかかわらず施設建設計画には組み込まれており、介護保険料も大幅にアップしております。」という発言についてです。

推進会議で反対の意見もあったのは事実ですが、事務局の皆さんと協議し、最終

的に施設建設を計画されたということでした。この施設を建設し、満床となった場合の保険料影響額については、そのときの市長答弁で120円から130円とされており、という発言もありました。

以上、私の発言内容について訂正させていただきます。

また、先ほどの時と場所を考えない私の発言により、議員初め、執行部の皆さんには大変御迷惑をおかけしました。前言を撤回するとともにおわび申し上げます。

○議長（荒山光広君） なお、先ほど秋山議員からの適正な議会運営にかかわる御意見がございました。これについて、冒頭市長の発言を受けて、竹岡議員の発言を許可いたしました。これは、議員の名誉にかかわることと私が判断いたしましたので、発言を許可したものでございます。

この本会議における議員の発言は、美祢市議会の会議規則や基本条例など、議会のルールにのっとり行うべきものでありますので、議員の皆さん方には議会ルールの範囲内で節度ある御発言に心がけていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、日程第2、議案第109号から日程第40、議案第141号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） それでは、ただいまより、去る12月5日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして本委員会に付託されました、市長提出議案25件の議案について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、いずれの議案も全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見等について御報告いたします。

議案第117号美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、委員より、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割についてお伺いするとの質疑に対し、執行部より、農業委員は総会における議決権を有しており、農地法に基づく許認可の決定などを行い、このたび制定される条例では、新たな業務として農地利用の最適化の推進にも取り組まれることとなります。

また、農地利用最適化推進委員は主に現場での活動を行い、農業者と農地集積についての協議、調整や担当地区の農地パトロール、違反転用等の監視を行います。また、総会に参加し意見を述べることも可能ですとの答弁がありました。

次に、議案第118号から議案第133号及び議案第136号から議案第139号の議案20件については、いずれも市の施設の使用料、手数料の見直しに係る条例の一部改正議案でありますので、一括議題といたしました。

これらの議案について、委員より、使用料、手数料の見直しに関する基本方針の内容についてお伺いすると、質疑に対し、執行部より、手数料見直しに関する基本方針は、平成24年4月に作成され、基準の必要性や使用料、手数料の基本的な考え方について規定しています。使用料の見直しに当たっては、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適正化、定期的な見直しの実施など、四つの基本的な考えを定めているところですのでとの答弁がありました。

また、委員より、市が所有する一般的な施設の使用料等については、受益者負担と公的負担の基準をおおむね50%と考えてよいか。また、施設の公共性の割合について、受益者負担の割合が増減すると捉えてよいかとの質疑に対し、副市長より、一般的な施設については、受益者と市の負担割合をおおむね50%で算定しています。なお、使用料の額の算定は利用する市民としない市民との均衡を考慮の上、施設の管理運営経費を明らかにし、明確な積算基準に基づき負担の公平性を担保すること、また、コスト削減に努め、利用者の負担軽減を図り、理解が得られる料金設定とすることが基本的な考え方です。また、受益者と市の負担割合については、施設の公共性の割合により増減しますとの答弁がありました。

さらに、委員より、このたびの使用料の改定による歳入への影響はどのようになるかとの質疑に対し、執行部より、1年間におおむね8万円の歳入減となる見込みですとの答弁がありました。

次に、議案第140号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について、委員より、このたび指定管理を受けられた中高年雇用福祉事業団は、この施設の指定管理者となって何年目か。また、この間、市民の皆さんが使いやすい施設となるよう、どのような対応をとられてきたかとの質疑に対し、執行部より、当該事業団は平成16年4月から指定管理を受託されています。また市民が利用しやすい施設となるための改善策等については、商工労働課と情報や意

見交換をしながら検討を行っていますとの答弁がありました。

次に、議案第141号市道路線の認定についてであります。この議案については、当日、委員会の机上審査の前に現地調査を行っております。

この件について委員より、市道に認定された後、未舗装部分の舗装工事や側溝の設置などを行う予定があるかとの質疑に対し、執行部より、舗装工事についての要望があれば順次、舗装計画に上げて工事を行います。側溝の設置については、工事設計の段階で検討することになりますとの答弁がありました。

最後に、その他の所管事項において、委員より、市長は以前の発言で、本市のジオパーク活動については、市民へ認知、周知されてない。また、Mine秋吉台ジオパークを一流の日本ジオパークとして育てることに重きをおき、活動によるメリットや費用対効果などについて調査研究を行うと言われている。しかし、12月3日に行われた秋吉台上旧展望荘のカルスター（ジオパークセンター）のオープンセレモニーにおいて、市長は世界ジオパーク認定に向け力を入れていくとの発言をされた。これは、世界ジオパーク認定に向けてのキックオフと考えてよいのか。また、このことは市民にどのように周知し、さらに今後、世界に向けてどのように発信していくお考えかとの質疑に対し、執行部より、カルスターにおける市長の発言は、世界に向けたキックオフと捉えていただけて結構です。今後、問題点を整理の上、市民の皆様にお伝えし、また議会にも図りながら、世界ジオパークの認定に向け進んでいくものと考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、市長におかれては、本市ジオパークで世界を目指す目的等についてお考えを明確に打ち出していただき、着実に進んでいただきたいとの発言があり、執行部より、議会側からも拠点施設の要望決議など、いろんな意見が出されています。今後、世界ジオパークにかかわってこられた講師等をお招きし、議会との勉強会などを開催することで、問題点等についても共有していきたいと思っておりますとの発言がありました。

ほかにも質疑、意見等がございましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、付託された議案審査に関する教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

以上です。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、去る12月6日開催の総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案13件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。議案名については省略させていただきます。

議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第110号、議案第112号、議案第113号、議案第116号、議案第134号、及び議案第135号の11件につきましては、いずれも全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決、また、議案第103号については、賛成多数にて原案のとおり可決いたしました。

なお、議案第115号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正については、委員より、質疑及び意見が集中し、採決の結果、賛成少数にて否決となったところであります。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見等について御報告いたします。

議案第110号美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、委員より、本制度により休業した職員の給与の取り扱いはどのようになるのか。

また、同休業を取得した場合、退職手当の算定期間などへ影響はあるのかとの質疑に対し、執行部より、配偶者同行休業の期間中については、給与を支給いたしません。また、休業中は勤続機関から除外されるため、退職手当の基本額や調整額に影響することとなりますとの答弁がありました。

次に、議案第115号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正について、委員より、この条例改正により、敬老祝金が大幅に減額されることになる。どのようなお考え

で改正を行うのか。また、なぜこの時期に減額をしなければならないのかとの質疑に対し、執行部より、高齢者福祉事業に係る経費は年々増加しています。市長が本会議で申し上げた配食サービスや他の介護費県事業についても同様の傾向があります。このような状況の中、本市の敬老祝金支給額は県内トップクラスであり、支給額を減額することは、かねてからの懸案事項でありました。従って、他市と同等の支給内容とする見直しを行うものですとの答弁がありました。

また、委員より、高齢者保健福祉計画の推計では、今後、後期高齢者の人口は減少傾向であり、支給額を減額する根拠が乏しいと考えるが、いかがとの質疑に対し、副市長より、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要戦略に基づき、高齢者が多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を日々送れるよう、敬老祝金の減額により財源をシフトさせたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、財政的に厳しいから敬老祝金を削減するとのことだが、削減後の具体的な事業プラン、施策はお持ちかとの質疑に対し、執行部より、具体的なプランは持ち併せていませんが、認知症関係の事業等に使いたいとの思いがありますとの答弁がありました。

これに対し、委員より、本件については、議会や市民に対して説明不足であると見受けられる。もう少し時間をかけて議論、討論をする事案だと考えるが、いかがかとの質疑に対し、執行部より、現在の限られた予算の中で、高齢者事業をどのように維持するかという課題に直面しています。高齢者に対する日々の福祉サービスにかかわる予算の減額は困難であるため、苦しい選択の中で敬老祝金支給事業を対象とさせていただいたものですとの答弁がありました。

次に、委員より、この件に関し、以前、執行部から説明を受けた中では、敬老祝金の削減額を子育て世代に使いたいとのことだった。このたびその方針が変わり、配食サービスや認知症カフェの設置等の経費に充てることとなった理由について伺いするとの質疑に対し、執行部より、当初は子育て世代のための予算に回すことを考えていましたが、配食サービス事業者の厳しい実情、また認知症カフェの設置等の必要性を勘案し、それらを優先的に考えたものですとの答弁がありました。

次に、委員より、この条例改正は高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき進められているのかとの質疑の対し、執行部より、第6期計画には、事業内容を必要に応じ変更することについての記載があります。それに基づき敬老祝金

の減額を実施させていただきと考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、敬老祝金の減額により生じる財源（効果額）の使い方についての論議が先行しているように思うが、来年度以降の予算で配食サービス（事業者の採算性の確保）や認知症カフェなどの事業を実施できることの担保はあるのかとの質疑に対し、執行部より、本会議において市長が発言された以上、事業実施の担保はされると考えていますとの答弁がありました。

また、質疑の途中、委員長に対し、委員より、本件については意見が多数出ている。基本条例に規定されて自由討議の場を設け、委員間でさらに深い論議を行ってはいかがとの提案があり、協議しましたが、自由討議は行わないことになりました。

次に、議案に対する意見について御報告いたします。

委員より、美祢市総合計画後期基本計画における市民の意識調査では、地域福祉の充実に対する満足度が極めて低い現状にある。そのような中で、敬老祝金を減額することは時期尚早ではないかとの反対意見がありました。

次に、委員より、高齢者には敬老祝金の財源は他の施策に使ってほしいと考える方もいる。このたびの条例改正は高齢者の日々の生活を支援するための財源を確保することにつながるものであり、賛成するとの意見がありました。

次に、委員より、高齢者保健福祉推進会議では、本件について議論がなされていない。しかも、当初の説明では、敬老祝金の削減による効果額を子育て世代に使う予定とされていたが、高齢者福祉に関する他の事業を実施する方針に変わってきている。また、予算の立て方についても、財政全体の観点から行うべきであり、これでは福祉の切り捨てであると言わざるを得ないとの反対意見がありました。

次に、委員より、敬老祝金の減額により、各世代間の公平性が保たれ、認知症カフェや高齢者の日々の生活の安心につながる経費に回せるのであれば、賛成するとの意見もありました。

また、委員より、敬老祝金の見直しそのものについては、反対ではないが、本件の内容は十分な論議を踏まず提案されたものである。また、議論を深める必要があると考えており、現段階ではこの議案には反対するとの意見がありました。

次に、議案第103号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員より、この議案に対する反対意見がありましたが、割愛させていただきます。

次に、議案第108号平成28年度美祢市下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員より、長期前受金戻入等の会計処理に関する質疑がありましたが、内容については割愛させていただきます。

次に、その他の所管事項について、委員より発言がございましたので、御報告いたします。

委員より、本市のごみ収集袋には名前を記入する欄があるが、市内において秋芳地域だけは、ごみ収集袋に名前を記入する義務が習慣として残っている。また、名前の記入がなければごみを収集してもらえないということである。ステッカー対策やプライバシー保護等が重視される中で、執行部として、秋芳地域のこのようなごみ出しの実情についてどのようにお考えかとの問いに対し、執行部より、本市では、ごみ出しに自覚と責任を持っていただくため、名前の記入欄を設けていますが、記入は強制しておりません。秋芳地域においては、合併以前の町の指導による取り扱いを踏襲しているところですが、名前の記入は自治会や個人の御判断によるものと考えています。また、名前の記入がないためにごみを収集しないということは決してございませんとの答弁がありました。

また、委員より、敬老祝金支給条例の一部改正について、このたびの委員会審査では否決となったが、この案件については時間をかけて論議を続け執行部と議会の合意形成を図りながら、将来的にどのような形とするか考えていかなければならないとの意見がありました。

最後になりますが、本委員会の冒頭に委員より、所管にかかる事項として、美祢市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に対する発言がありましたが、内容については割愛させていただきます。

また、12月2日に行った一般質問の際、市長が発言されたことについて、最終本会議において、市長の謝罪を求めるよう、議長に要請がありましたので、議長にお取り計らいをお願いしたところです。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、去る12月7日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本介護におきまして、本委員会に付託されました議案第102号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第6号）についての議案1件を委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

委員より、生涯活躍のまち構想にかかわる今後の取り組みについて質疑があり、執行部より、生涯活躍のまち構想の基本計画については、今年度事業で策定する予定です。この計画を実施するには、その受け皿として、法人格を持った団体が必要となりますが、現在のところ法人からは手が挙がりません。

これについては、策定された基本計画を来年度、法人にお示しし、手が挙がりましたら市と県の関係団体も含めて、地域再生計画を策定する予定ですとの答弁がありました。

また、委員より、電算システムの改修委託を行う際、契約書に不具合が起きた場合の責任の所在についての文言は規定されているかとの質疑に対し、執行部より、市と委託業者が交わす契約に、そのような条項は設けていません。しかし、このたび不具合等が発生しましたことから、今後、研究を行い、不具合が起きた場合の対応や責任の所在、また、費用負担等の明確な契約条項になるよう努めたいと思いますとの答弁がありました。

また、不妊治療に関する助成事業について、委員より、本事業は所得制限があるが、不妊治療をされた方は、大きな費用負担を強いられている。少子化の現状に鑑み、所得制限をなくすお考えはないかとの質疑に対し、副市長より、所得制限については、県の要綱に基づき定めており、ほぼ全ての方が対象になると考えています

が、制限の撤廃についても調整を行いたいと思いますとの答弁がありました。

また、他の委員より、年齢制限の緩和等についても検討されるお考えはないかとの質疑に対し、副市长より、所得制限の撤廃と併わせ、年齢制限の緩和についても、総合的に検討してまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、市長選挙及び市議会議員選挙費が減額補正になった要因についてお伺いすると、執行部より、投票所を3カ所、選挙ポスターの掲示場所を100カ所減らしたこと、また、両選挙の立候補予定者が当初の見込みより少なかったことなどが予算減額の主な要因ですとの答弁がありました。

次に、委員より、ふるさと納税の返礼品である美東ゴボウが品薄のため、注文書から消えている。この対応についてお尋ねすると、執行部より、ことしの美東ゴボウについては、農家からの出荷量が少ないため、返礼品としての発送をとめている状況です。これについて、本市のふるさと納税は寄附額によるポイント制度を採用し、有効期間を1年間設けており、来年まで御利用いただけることの周知に努めたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、市商工会運営補助金において、商工会事務局長費に対する予算を計上されているが、県の補助金削減との関係はどのように理解すればよいかとの質疑に対し、執行部より、県において、地方交付税の減額に伴い、平成27年度の5カ年間において経過措置を設け、商工会事務局長費の人件費に対する補助金を削減されることが決まっています。従って、今回、市商工会から平成28年度減額分に相当する額の補助要請があり、予算計上したものですとの答弁がありました。

このほかにも、委員より質疑がございましたが、割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、教育経済委員長、総務民生委員長、予算決算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論・採決に入ります。

日程第2、議案第109号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第109号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することの御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第110号美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第110号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第112号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第112号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第113号美祢市税条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第113号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第114号美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第114号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第115号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 議案第115号ですが、反対の立場で意見を申し上げます。

本案は、高齢者に支給されている敬老祝金を2年かけて段階的に削減をし、平成30年度で88歳に1万円、100歳に3万円とし、28年度見込み対比で、1,150万円程度の財源を確保しようとするものです。4点申し上げます。

最初に、美祢市の現状と事業の選択肢の視点からでございます。今回の削減案は現状に比較して非常に大幅な削減であります。美祢市における喫緊の課題は、急激な人口減少、少子化で、とりわけ出生数の減少や若い世代の社会減に歯どめをかけるような対策が必要だと考えております。当初、全員協議会において、削減で生じた財源は、少子化対策、子育て世代に振り向けるとした説明を受けております。

本会議における質疑で市長は、配食サービス、カフェ等の充実、認知症対策もあったと思いますが――充てるというふうに答えられております。厳しい財政状況の中で、事業の見直しを行うことは必要と思いますが、見直しによって得られた財源をどこへ使うかは、もっと重要だというふうに考えております。

美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、人口減少対策に効果が高い施策、事業を選別して効果的な新たな取り組みを創出するとあります。基本的な政策については、こういうふうな指針に沿って進めていただきたい。上に上がるほど政策課題に対する視点がずれてきているようにも思えてなりません。配食サービスや認知症対策、高齢者の集うカフェ等が必要ではないというふうなことを申し上げているつもりはございません。別途、考えるべきだというふうに思います。

2点目でございますが、受給者の立場を考えてみました。現状の敬老祝金は80歳から節目、節目に支給されております。年齢的にいわゆる年金生活者であります。独居の方も多いうふうに思います。

年金の受給額は、国民年金が最高でも年80万円、受給者の平均月額、5万4,000円程度と言われております。厚生年金にしましても、受給平均月額は14万8,000円程度と言われております。一部の人を除けば、働けるうちは働かないと生活ができない現実があります。食事に行ったり、孫の小遣いに充てる人ばかりとは限りません。たとえ一時的な収入といえども、まさかのときの蓄えに、また、生活資金の一部にしなければならぬ方は数多くおられるように考えております。

3点目でございますが、近隣の市町の状況について説明を受けております。財政状況や市町の政策判断によって、美祢市より高いところ、低いところ、また支給をしてないところもございます。美祢市の事業内容は、県内を見ると高いほうだというふうには思いますが、高齢者に優しいまちづくりをしていますということもできます。一部の意見として、若い世代に使ってほしいとの声も聞かれるようですが、そういうふうな場合には、社会福祉協議会等に御寄附をされれば、広く美祢市の福祉

事業に役立てるのではないかというふうに思っております。

4点目なのですが、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について意見を申し上げるつもりでございました。当然、この敬老祝金も、この高齢者福祉計画の中に出てまいります。見直しをしながら今後も続けていきますよというふうなことが記載をされております。

今定例会で、この地域密着型の介護老人福祉施設についていろいろな議論がされました。大変重要な視点が抜け落ちているようなところを感じました。というのは、こういうふうな計画が本市の実施計画が途中で凍結されというふうなことが、あるいは延期をされるというふうなことが、果たしてあっていいのだろうかというふうなことを思っておりますが、冒頭、市長におかれては、委員会審査の中、いろいろな議論がありましたことについて、あるいは一般質問等の中で不適切な発言等についての謝罪がございましたので、このことはもうこれ以上は申し上げませんが、いづれにしても、今後、このことについての見直しに一切反対をするというふうなつもりはありません。

今回のことで、この高齢者保健福祉計画も既に来年といいますか、次年度は、次の第7期を協議していかなければならない時期になります。恐らく今回のその件で賛否両論が出てくるというふうにも思っております。この計画の見直しの中で、併せてこの敬老祝金についても、十分な議論をさせていただけたらということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 私は賛成の立場から議論をいたします。

先日配付されました県内市町の祝金の支給実績を見てみますと、宇部市、山陽小野田市、岩国市、阿武町は、支給はないようであります。また、隣の下関市や萩市は商品などを該当者に主に配っておられるようです。長門市も今年度から88歳と100歳の方のみ支給ということになっておるようです。美祢市は、支給実績は高いというふうに見ました。段階的にこの支給を削減した予算を福祉の充実に向けられるということで、この改正の条例を提案されたものと説明もありません。

また、まだ受け取っておられない方に電話で受け取りをお願いしても、今もってかなりの方が受け取っておられないというような説明もございました。常に市の施策は改革しないといけないと思っております。改革することで新しい施策も生まれ、

意識の改革にもつながるといふふうに思います。この条例を可決されまして、新しい時代に向けた福祉施策の充実などに予算を向けていただきたいと思いますので、この条例案の賛成を発言します。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。戎屋議員。

○3番（戎屋昭彦君） 反対討論させていただきます。

私は、西岡市長がこの美祢市について所信表明の中で、住みたいまちづくり、住んでみたいとか、いろんなことをおっしゃっていらっしゃいます。私は、それにプラス私のように戻ってきてよかった。若い人も含めてそういったことの美祢市づくりのために、新しいというか、このものは残してもいいと思います。

やはり、他市と比べて高いから下げるとかじゃなくて、やはり前も予算決算委員会のときに話がありましたように、国・県がなくても美祢市にもっとあっていいものがあるかもしれないかという意見があったかと思います。そういったものでやはりいいものは残し、そのためにほかの何を削減するか、それはもっとほかのことで考えていくべきだと思います。

と申しますとやはりこの全協の中で、最初に子育て、先ほど安富議員が申しましたように、子育てに使うということがありました。しかし、この本会議でこの敬老祝金を配食サービスに変える、カフェに変える。やはりそういったことを変えること自体、私はちょっと本会議でやるのはまずいのではないかなと。

やはり、そのあたりを西岡市長がもっと自分のコンセプトを考えていらっしゃるのかなと、やはり配食サービスが悪いからそれをしていけないという意味じゃないです。改善しないといけません。しかし、福祉全体の中を考えた中で、私は思います。「木を見て森を見ず」まさにその一つ一つがこうだからこっちに変える。こうしたらいいとかじゃなくて、もっと美祢市の予算を170億円あります。その中でいろんな予算の立て方があります。

その中で、全体を見てこのところはこうしていったらいい、ここはこうすると、だから全体の中で見ていかないと、一つのを右から左という考えは、私はどうかなと、やはり今は美祢市は子育てのために若い人が戻ってきてほしい、いろんなことの願いもあります。老人も必要です。やはりそのあたりをすべて見た中で、どのような考えを福祉計画にもっていくか、その中でこれをこうしたいという考えが

あったらいいと思います。

だから、私は決して安富議員と一緒に、この敬老祝金を将来的に減額その他、反対ではございません。やはりいろんなことの考えの中で、全体を見た中で考えていただきたいということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。末永議員。

○1番（末永義美君） 私も反対のほうの御意見を申し上げます。

急速に高齢化が進行する中、条例が制定された当時と現在では、市政と高齢者の暮らしを取り巻く状況は大きく変わってきています。この条例を変える今、市民の圧倒的な声や議会の圧倒的多数による多くの方々が、「なるほど」と、納得する状況の中で変えるべきではないかと考えます。

しかし、今回、提案されているものは、中身について議会でほとんど議論されていない中、私の印象では、唐突に市長から提案されています。さらに、先ほど来、各委員からの中にもありましたが、その内容に対してもいろんな財源の使途を、子育てとか、配食サービス事業のほうの支援に回すなど、一貫性がないようにも思います。また、市長と執行部の協議調整がなされているのかなど不安を拭えませんが、市民の皆さんにもさまざまな御意見があると思います。

このようなことから、今議会でやるべきことは、全会一致になる議論を尽くすことではないでしょうか。そのためには、議会は市長案を否決し、美祢市独自の敬老祝金支給事業のあるべき姿を構築していく議論が必要だと考えます。次を考えて、今、良識ある判断をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見ございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 私は賛成の立場で意見を述べます。

先日から一度ではないんですが、何回もですが、私は高齢者の方と話し合う機会がありました。その中で、敬老祝金についても話しました。私たちはいいからその分を若い人に、子供さんたちにつかってください。若い人が来なければまちおこしにはならないという意見もありました。

市長さんの提案説明の中では、高齢者の方が豊かな暮らし、クオリティを上げるといった内容でした。今、高齢者の方は、少ない年金がさらに目減りをして、暮らしが大変なときです。敬老祝金を見直すことで、その分、高齢者の日々の暮らしに

安心・安全のための政策、通院や行事などイベントへの参加のための移動手段、また、買い物難民と呼ばれている買い物不便地域の解消、介護保険料の軽減など、また、子育て支援などこうした政策に使っていただきたいということを述べて、賛成意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。高木議員。

○7番（高木法生君） 私は今回の議案第115号美祢市敬老祝金支給条例につきましては、反対の立場で申し上げます。

この敬老祝金の支給につきましては、長年にわたり地域社会に貢献された高齢者にこれまでの御労苦に対しまして、お礼と長寿をお祝いする目的で祝金が支出されておると存じます。従いまして、この改正については老人福祉に逆行しており、ここに不平等が生じてまいりますので、現行制度をそのまま維持をいたしまして、条例の一部改正につきましては、時期尚早といたしまして、この議案には反対といたしたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。杉山議員。

○2番（杉山武志君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

執行部から御提案された趣旨をもう一度言いますと、市町村合併当時の懸案事項であり、市の財政を圧迫していると。それと敬老祝金が全面廃止するのではなく、経過措置をもって近隣の市町に合わせ、節目の数を調整したいといったところだと思います。

目的としましては、先般の会議でもありましたけど、配食サービスというお話もありました。先ほど、ほかの賛成討論の中で出ておりましたけど、買い物難民がふえております。高齢者の方に一時金で支払うというのも高齢福祉になりましようが、日々の生活を守ってあげるというのも、すごく重要ではないかと思えます。まして少数の方ではありますが、5%近くの方が再三のお知らせにもかかわらず受け取っておられないという事実もございます。

私自身としましては、現在の節目の年に金額を現時点でも交付していただきたいなどという思いもありますが、執行部は近隣の市町の年齢基準に合わせたいという強いお考えもお持ちのようですから、それに賛成をしたいと思います。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。猶野議員。

○4番（猶野智和君） 順番に私は、今度反対の立場で意見を言わせていただきます。

今回の議案、いろいろ皆さんおっしゃいますが、はっきりしているのは住民サービスの低下の議案であるのは間違いないと思います。

今回、対象になっている方が高齢者の方、高齢者の方と言われますが、その中でも現場でいろいろバリバリ今も働かれて高齢者の方もいらっしゃいますが、今回の場合は、そのまだ上の世代90歳代ですとか、100歳代の方が対象になっています。こういう方々はどうしても体力的にも弱者になってきますし、だんだんそういう関係で表にも出てくる機会もなくなって、昔はいろいろ地域に意見を言ったり、私たち議員にもコンタクトをとられていたでしょうが、だんだんそういうこともなくなって、政治的にも弱者になられている方々と思います。

ですので、我々議員はそういう方々の意見を届かないというか、聞かないということもありまして、こういう方々のサービスをとめやすいというところもあるんだと思います。ですから、あえて我々は慎重になるべきだと思います。

一つそういう本当のいろいろな意味での弱者の方、特に子供のサービスを低下させるというときには、皆さん敏感に反応されると思いますけど、その対局の世代の方々のサービスが低下するというのも我々はよく考えなければいけないと思っています。

それともう一つ、この議案ですが、災害に対するものですか、緊急を要する議案ではないということです。要は、まだ時間的猶予が許される議案だと思っておりますので、今、皆さんお聞きなつたと思いますけど、いろいろな意見が分かれております。

今回、市長からこういう議案が出てきましたが、どうしてもそういう住民サービスの一部をカットする、こういう反応がどう出てくるかを時間を少しかけられて、本当に皆さんが、先ほど一部の高齢者の方は私はもういいからと言われる議員さんもいらっしゃいましたが、それがその世代の全ての本当の意見なのかどうか、よくお聞きになって、もう一度これを慎重に議論していただければなど、検討していただければなど思っておりますので、ぜひこのあたりは慎重にお考えいただきたいと思って、今回は反対の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。山中議員。

○9番（山中佳子君） 私はこの議案に賛成します。

敬老祝金支給条例の一部改正についてのこの議案は、2カ年にわたり段階的に変更していこうというものであり、平成29年度は今の支給額を80歳、88歳の方は1万円、90歳と99歳の方は2万円、100歳の方は3万円に減額し、さらに平成30年度には、80歳、90歳、99歳の方の支給は廃止し、88歳に1万円、100歳の方に3万円を支給することにするというものです。

その削減効果は、29年度は約400万円、30年度は約1,200万円と見込まれています。削減で得られたものは、市長から各世代間の公平性を保つために、高齢者が日々の生活の中で安心して暮らせるカフェやサロンの経費に充てたり、配食サービスの支援策として使いたいという説明もありました。

この事業の見直しについては、唐突に出てきたものではなく、第6期介護保険事業計画の中でも、敬老祝金支給事業は必要に応じ、事業内容の見直しを行いながら継続して実施していきますとされています。今、美祢市は高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らせることができるまちを目指しており、そのための地域包括ケアシステムの導入により、介護、医療、生活支援、介護予防の充実が図られようとしています。

施設での介護に頼るのではなく、地域で高齢者を見守っていくためにも自主的に運営されている「いきいきサロン」や介護予防を目的とする自主グループへの支援、助成は必要であろうと思います。限られた予算の中で、ますます高齢化が進んでいくこのまちにとって必要な条例改正だと思しますので、この議案第115号には賛成します。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、賛成、反対のたくさんの御意見が出てきております。それで、私は今回この議案に関しては反対という立場で討論していきたいと思っております。

今回、この美祢市敬老祝金支給条例の一部改正なんですけど、今、1,540万円年間この予算がかかっています。それで、今回この2年後には297万円という形で80%一気に削減ですね。削減の仕方が半分とかいうのならよくわかるのですが、8割も削減、非常にこれ大きな。

そして、また、この財源については高齢者の認知症カフェとか、そういったところの集いに使っていく。そういった福祉に充実するためにこの予算をつけていくちゅう、そういったところに充てていくちゅうのはいいんですけども、今後、高齢者の認知症カフェ、こういった方々の高齢者の集いを行っていくに当たって、私はまだ何ら予算措置もしていない。これがきちんとこれを運営していくに当たって予算もちゃんと決めておれば、ああ、ちゃんと結構、長年にわたって思案されて、そして予算もこれぐらいついてきたなというなら、私も理解していますけど、何ら認知症カフェ、最初は子育て支援と言って、今度は認知症のほうの支援策、コロナ変わりました。予算もついているかという、今回も予算は示されていない。これでどうして賛成せって言われるんでしょうか。ちょっと私は理解することができません。

そういった高齢福祉関係については、高齢福祉課を中心に、この地域包括支援センターや社会福祉協議会、地元のボランティア、企業、地域の青年パワーなどをしっかりと、私はそういったところを連携し合って、若い人を中心に高齢福祉等を、そこが中心のところを旗振りして総合的にこういった認知症カフェなどを運営していかないと、一時的にはぱっとやったけども、いつも来る人は同じ、そしてだんだん人が減ってくる。こういう形のものであれば、私は予算をつぎ込んでも、どこにそのお金が行ったか分からなくなってしまいますので、しっかりと、もうちょっと時間をかけられて、今回の条例についてはちょっと80%削減ちゅう形でしたので、予算も今後事業をする上で、認知症カフェなどするに当たって予算がついておりません。

そういったところが明確になっていないということで、今回のこの予算については反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 私は、この美祢市敬老祝金支給事業の条例一部改正については、反対をさせていただきます。

と申しますのも、るるこの制度につきましては、安富議員のほうからも説明がございました。今も御説明がございました。

今、なぜこのような反対意見を述べるかという、やはり執行部の説明、執行部

が我々議員に説明する全員協議会というのがあります。その説明と市長の発言が違う発言になっているのですよね。そういったところに疑心暗鬼になっておるのが、今、現状ではないかと思えます。

もう一つ、例を挙げますと、この美祢市の高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画、これを凍結されました。その理由が、当初のこの説明からすると、これ執行部から全員協議会のときの説明なんですけれども、「介護老人保健福祉施設を運営されている社会福祉法人からの聞き取り及び調査及び現地調査をいたしました。これらの調査結果、入所者や待機者の状況、介護福祉士や看護師等施設従事者の実情、施設利用者が与える入所の実態等を幾つかの新たな問題点が確認できた。」これ6月22日なんですよ。こういったことにおいて、この整備計画を延期することになりましたというのがこれは執行部の説明。

そして、9月26日の本会議の市長の発言、第6期介護保険事業計画の3年間凍結について、「3年間の凍結について5月に施設を巡回して施設の方の説明を受け、その結果、諸問題が確認でき、今期における介護保険サービス基盤整備につきましては、既に実施したものを除き計画を延期させていただいた。」と、これは全く執行部と一緒になんですけども、このたびの問題は、この12月2日の竹岡議員の一般質問のときに、先ほどことわりを言われましたけども、申請の事業の所在地が、ある議員のところの自宅であるところ。建物の所有関係が何々法人のという、法人の自己所有になっているという理由で、このたびそういったことが確認できないので、その状況で変更させていただいたと。まさに、二転三転しているところに疑念を抱くということでございます。

先ほど戎屋議員も言いました。本当にこの美祢市の福祉を考えるならば、美祢市の高齢者福祉をこういうふうに通いでいくぞと、その中でこのことが出てくればいいんですけどもそうじゃない。取ってつけたようなカフェをするんだとか、配食サービスにもっていくんだとか、確かに市長、移動市長室に行かれたかもわかりません。でも、もっともっと大きな関係、他市と違った美祢市は、本当によその市と違った高齢福祉をこうやるんだという明確なものの中で進めていっていただきたいというふうに、逆に要望したいと思っております。

こういった意見をもちまして、反対意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） 私は反対の意見を言わせていただきます。

4月の市長選のときに、西岡市長は出すものは出すということで、チラシも配られました。出すものは出すと。まさにこの敬老祝金を出すものだろうと。お年寄りはこの裏切られたとっていると思います。まあ、美祢市の予算の約1,700分の1ぐらいでありますけれど、やっぱり孫やひ孫や、やしゃごに多くはいらっしゃいませんが、ひ孫ややしゃごの多くに、本当に家庭でその少しでも分けてあげたら、その家庭が温かくなるんじゃないかなと。私はそれは大事じゃろうと思う。

これは、家庭を温かくするためのものと思って、ぜひとも続けてほしいというふうに思っておりますので、反対の意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 申しわけないです。私、午前中に申し上げましたように、この115号の議案の中で討論させていただきたいと申し上げました。

まず、秋山議員が言われたように、この第6期介護保険事業計画、この中の11ページに人口推計がされているのですね。そして、75歳以上の後期高齢者、つまりこの人口が平成27年が5,358人、今年度が5,324人、そして平成37年、10年後に、じゃ、どうなるの、5,310人なんですね。高齢者比率は上がってくるんですが、後期高齢者はふえないんですね。

そうした背景の中で、なぜ美祢市が県下の中でもいいと、例えば市長が言うように、教育充実都市を目指す、やっぱりこれは県下で一番を目指そうということでしょう。

ジオでも日本一を目指したいということをおっしゃったことがあります。それと同じように、やっぱり他市に比べて、どう差別化をしていくのかというのが今から先の自治体経営の中で大事だと私は思います。

そうした中で、市長は12月2日、私の一般質問の中で、いわゆる生涯活躍のまちづくりの話をしたときに、市長、こうおっしゃったですね。まずは、若い方がここで暮らして、ここから若い方の老後が安心して暮らせるまちづくりをしていくことが先決であると、こうおっしゃっております。

今の若い方が、年をとられるためのということで、それが先決だと。私はまさに老人福祉の切り捨てだと言ったと思います。本当に切り捨てなんですね。基盤整備もやめた、その上にこうした80歳、あるいは節目、節目に日本の伝統的ないろいろ

ろな88歳だとか、99歳、いろいろな節目に出そうというこうしたものを、私は市長が若い今おられる方、それは当然大事にしくちやいけないのは当たり前です。ですが、その方たちが年をとる、いつの話かはかなり先の話になりますが、そのことをやることのほうが先決だと言っているんです。ですから、もともと考えの中に老人福祉の切り捨てをやっても、それを優先しようというお考えがあるのじゃないというふうに思っております。

なお、もう一つ、今回28年度で5%の方が取りに来ておられないと、杉山議員おっしゃいました。じゃ、その5%の中を分析されたのですか。寝たきり老人もいらっしゃるだろうし、施設におられる方もいらっしゃるだろうし、その辺の取りに来る、辞退をされたのならわかりますよ。行きませんと、要りませんと辞退されたのが5%なら私もわかります。しかし、裏を返したら95%の方が、これだけのものを受け取られたということは、大きな私は意味があるというふうに思っております。

今後も老人福祉の切り捨てじゃなくて、現在のお年寄りも大事にしていきたいと、こういう意味からこうした高齢者保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画こういうものを、先ほども午前中に申し上げたと思います。しっかりやっていただいて、さらに西岡市長の新しいセンスのもとに、食事ならトッピングしてくださいという話をしました。そうした施策をつけ加えていただいて推進されることを希望しまして、残念ながら今回の議案につきましては、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。下井議員。

○11番（下井克己君） 賛成の立場で意見を言わせていただきます。

確かにいろいろ、るる皆さんが言われました反対の意見理解できるところもございます。ただ、私は西岡市長が、全ての高齢者の方々に、確かに祝金、88歳と100歳の方ですか、そちらの方だけに現金を渡すというふうになっておりますが、このお金でいろんなことを多くの方のために使われるということを信じて、賛成意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

この際、3時40分まで休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時40分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより、議案第115号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案否決であります。原案についての採決を行います。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第8、議案第116号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第116号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第117号美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案について意見を述べます。農業委員会は、農地の権利移動、転用など、許認可の権限を持っています。農業委員は農業者の代表でもあります。今回の改正は、家族経営農業を基本とする日本農業の解体につながるものだと考えます。この新制度は、農業者の委員を利害関係者という理由から排除されたり、農地に関する権限を弱めるのではないかと考えられます。今、生産者米価の暴落、また高齢化で遊休農地がふえています。農地の集積、利用、調整を進める上で、所有者、利用者の相互の理解と協力、信頼関係と合意が不可欠であり、農業者の構成委員が多数を占める農業委員会こそ農業委員会の役目があり、農業を守る

ことができると考えます。こうした面で、農業委員会のこの議案は農業委員会の弱体化につながるとお思いますので、この条例の制定に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。岩本議員。

○10番（岩本明央君） 今、反対の意見がありましたので、賛成の立場で意見を述べます。これは、先般の会議でも説明がありましたように、親法が変わったというふうなことを聞いております。そういうこともありまして、私は、いろいろあります。ありますが、親法でこれからもいろいろ上級のほうへもお願いをするなり、問題があればお願いするなり、市長会でもぜひお願いをしていただいて、できりゃ通していただきたいと、そう思っております。そういうことで私はその法案に賛成でございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第117号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第118号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第118号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第119号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第119号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第120号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第120号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第121号美祢市綾木ふるさと体験工場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第121号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第122号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第122号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第123号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第123号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第124号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第124号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第125号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第125号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第126号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第126号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第127号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第127号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第128号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第128号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第129号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第129号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第130号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第130号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第131号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第131号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第24、議案第132号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第132号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第133号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第133号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第134号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第134号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第135号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第135号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第136号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第136号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第137号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第137号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第138号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第138号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可

決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第139号美祢市都市公園条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第139号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第102号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第103号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。その以下の理由を述べます。

平成27年度から支援制度として6,000万円が美祢の国保会計に入っております。この使い道としては、市の回答では、高額医療費に回したとの回答でした。医療給付費の推移を見ますと、平成25年、26年、27年も3億2,000万と大差はありませんでした。28年度の補正では、3億8,000万円になっていま

す。これは、補正ですからはっきりしませんが、過去5年間を見ましても、約3億2,000万円で収まっています。28年度だけは高額医療費がこのように必要で、この金額ではまだ、現段階では、28年度はわかりませんが、この補正の中では、3億8,000万円になっております。共同事業拠出金を見ますと、過去5年間は約4億円だったのに対して27年からは約2倍に近い7億6,000万円となっております。この共同拠出金は高額医療費の実績と被保険者数に応じて割り当てられた額を県の国保連基金に納入するものです。先ほど述べました高額医療の実績は、過去5年間でほぼ同額です。被保険者数が2倍になったわけでもないと思います。前年度の繰越金を見ましても、24年度が7,700万から25年度は1億、26年度は2億2,000万、27年度は2億6,000万となっております。28年度予算はさらにふえるのではないかと思います。こういうことから見まして、これらを見ても国保税の引き下げは可能だと考えます。国保税を引き下げて命と暮らしを守るべきだと思います。国保税の引き下げの検討していただきますよう述べて、意見いたします。

○議長（荒山光広君） 三好議員、反対意見でよろしいですか。反対意見ですか。はい。

その他、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。——御意見ですか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 討論をさせていただきたいと思います。今……

○議長（荒山光広君） 岡山議員、申しわけございません。討論時間終わりました。

○6番（岡山 隆君） 最初質疑をやるかと思っちゃった、思ったんですよ。

○議長（荒山光広君） 質疑はございません。

○6番（岡山 隆君） 賛成、反対討論ちゅう。

○議長（荒山光広君） それで御意見ありませんか、ほかにないようですので、次に今いきます。

○6番（岡山 隆君） いつも2回いかなかったかね。

○議長（荒山光広君） 採決ですから。申しわけありません、済みましたので。これ

より、議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第104号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第104号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第105号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第106号平成28年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第106号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第107号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第107号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第108号平成28年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第108号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第140号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第140号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第141号市道路線の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第141号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。政治倫理条例に関する特別委員長。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 登壇〕

○政治倫理条例に関する特別委員長（高木法生君） ただいまより、去る12月9日開催の政治倫理条例に関する特別委員長報告を申し上げます。

では、委員会の協議内容から御報告いたします。本委員会は、今回が2回目の開催となりましたが、まず今後の進め方について協議を行ったところであります。

その中で、委員より、政治倫理条例の必要性について、また条例の対象を議員と市長にすることなどについて意見が出されたところですが、本条例は、美祢市議会基本条例に基づき制定したものであるため、現行の基本条例では、対象範囲の拡大はできないのでは、との意見がありました。

また、今後については、議員としての責務等の基本にかえり、勉強会や研修等を実施したうえで、倫理条例の具体的な部分に入っていくべきではないか、との意見があり、複数の委員から、講師等を招くことを検討することについて、積極的な意見がありました。

従いまして、本委員会の今後については、政治倫理条例の条文の詳細について議論する前段として、議会の権限、責務及び議員の資質といった基本的事項について、有識者を招いた研修会を実施し、共通認識を図り、その後、各条文を議論することについて、大方の委員の合意を得られたものと考えているところでございます。このことについては、3月定例会会期中に本委員会を開催する予定であります。有

識者を招いた研修会を開催する時期等については、委員長の私に一任いただいております。これについては、今後検討、調整させていただくことを申し添えまして、政治倫理条例に関する特別委員長報告を終わります。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 政治倫理条例に関する特別委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告についてを終わります。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、暫時休憩いたします。なお、この間に会派代表者会議、議会運営委員会及び議員全員協議会の開催をお願いいたします。

午後4時10分休憩

午後4時50分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によってあらかじめこれを延長いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）、及び議員提出意見書案第1号、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。この際、日程第42を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第42を日程に追加することに決しました。

日程第42、議員提出意見書案第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。

〔高木法生君 登壇〕

○7番（高木法生君） それでは、議員提出意見書案第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は、戎屋昭彦議員、秋枝秀稔議員、猶野智和議員であります。

それでは、意見書（案）を読み上げ、提案理由とさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について、住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等、さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国においては国民の幅広い層、特に若い世代からの政治参加や地方議会の将来における優秀な人材を確保する観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月16日、山口県美祢市議会議長、荒山光広。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出意見書案第1号を会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出意見書案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は可決されました。

市長、御挨拶がございましたら、お願いいたします。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 平成28年12月定例市議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に提出いたしました諸議案につきまして、慎重に御審議をいただき、感謝申し上げます。可決いただきました平成28年度補正予算などの諸議案につきましては、早期に事業実施に向け鋭意取り組んでまいります。

なお、否決となりました1議案につきましては、議員の皆様にごいただいた貴重な御意見を参考に、また今後関係各位の御意見も拝聴しながら、協議、検討してまいりたいと考えております。

さて、本年4月、私が市長に就任させていただき8カ月が経過しようとしております。これまで市民の皆様や議員各位の御助言や御理解、御協力を賜り市政が遂行できておりますことを厚く御礼申し上げます。

本年9月定例会本会議一般質問におきまして、私は美祢市台北観光・交流事務所の存続につきまして発言いたすとともに、この事務所に出向き状況把握することを申し上げたところでございます。

そして、去る11月22日から26日まで台湾を訪問してまいりました。主な日程は、山口農林水産物需要拡大協議会等が主催するぶちうまやまぐち総合フェア in 台湾へ出席し、村岡山口県知事を初め、関係者と山口県や美祢市の食や観光に関するPR活動を行ってまいりました。また、南投縣及び南投縣水里郷並びに台湾の対日外交窓口機関にあります中華民国外交部亜東關係協会を表敬訪問し、今後さらなる交流の促進について確認してまいりました。

また、美祢市観光協会から新北市にございます野柳地質公園の管理運営会社へ返礼品贈呈式の出席依頼を受けましたことから、これに同席するなどの公式日程でございました。そして、これらの日程を全て終え、美祢市台北観光・交流事務所に行き、所長から業務内容を説明を受けるとともに、台湾外交部職員の方から事務所の運営についてアドバイスをいただいたところであります。

このたびの台湾訪問では、多くの皆様から歓迎を受けまして、関係各位の御協力のもと、美祢市と台湾との交流が着実に進展していることを感じ取ることができました。

また、美祢市台北観光・交流事務所において台湾や東アジアの情報をいち早く入手することで、海外からのインバウンド、すなわち観光客の誘致活動の拠点として機能していることや、これらの情報を山口県や県内市町に発信し山口県全体として観光振興のみならず、国際交流、文化、教育、特産品などの物流につなげるための役割を担っていることが確認できたところでございます。今後とも本事務所につきましては、効率的な運用方法を協議、検討しながら、重要な拠点施設と位置づけてまいりたいと考えておりますので、皆さまには御理解いただきますようお願いいたします。

さて、私が市長就任後、新しい美祢市の創造を掲げ、第一次美祢市総合計画後期基本計画や各種個別計画の整合性を図りつつ、これらを具現化したいと申し上げてまいりました。そのためには、限られた予算の中で既成概念にとらわれることなく、現状把握と課題を見極め、各施策の実施について計画的かつスピード感を持って取り組んでまいりますことから、議員の皆様を初め市民の皆様には御理解と御協力を

賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本年も残すところあとわずかとなりました。議員の皆様には、今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、健康には御留意されまして、御健勝で御多幸な新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

また、このMYTをごらんいただいております市民の皆様には、これからは寒さも一段とましてまいります。どうぞ風邪などお召しにならぬよう御自愛くださいまして、幸多き新年を迎えられますように心から御祈念申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

〔議長 荒山光広君 登壇〕

○議長（荒山光広君） 12月定例市議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、市民の皆様、執行部の皆様及び議員の皆さんには、議会活動に対し温かい御支援と御協力を賜りまして、衷心より厚く御礼申し上げます。とりわけ、本年はこれまでの19名から16名に議員定数を削減して、4月に執行されました美祢市議会議員一般選挙におきまして、市民の皆様から負託を受けた16名を市議会に送り出していただき、改めて責任の重大さを感じているところであります。現在、本市におきましては、過疎化、少子高齢化対策を初め、市民の皆様の安全で安心な生活を守るための行政課題が山積しており、住民福祉の向上、地域経済の活性化を目指し、執行部と議会の両輪により、迅速かつ着実に諸施策を推進する必要があります。

国においては、地方創生というテーマのもと、地方の活性化を促しているところであり、地域間競争の時代に突入しております。本市も第一次美祢市総合計画が示す基本理念「市民が『夢・希望・誇り』をもって暮らす交流拠点都市美祢市」の実現に向け、Mine秋吉台ジオパークの基本理念を核とした諸施策を展開しているところであり、市議会といたしましても、本市活性化の歩みをとめることのないよう取り組んでいるところであります。さらに、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、社会情勢等の変化を加味したより実効性の高い戦略とし、本市の特性を生かした定住人口の拡大や雇用の促進などを推進することとしており、今後本市がより一層発展していくためには、市民、事業者、行政がともに考え、ともに生きて

いこうとする動きが非常に大切になってまいります。

市議会としましては、本市発展に向け、市民の皆様とともに一步一步確実に進んでまいり所存であります。また、議会改革においても、議会基本条例に基づき、議会報告会の開催や政策討論会を通じて、市民に開かれた自由闊達な議論ができるようにしてきたところでありますが、さらなる活性化に向け議論を深めてまいります。つきましては、今後とも議会活動に対しましてより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりにのぞみ、寒さに向かいます折から、皆様には、どうぞ御自愛くださいまして、お健やかで輝かしい新年をお迎えになりますようにお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔議長 荒山光広君 議長席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、平成28年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後5時05分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月16日

美祿市議会議長

荒山光広

会議録署名議員

戒屋昭彦

”

梶野智利